

環境保全活動顕彰制度実施要綱

制定	平成28年9月28日	区長決定	要綱	第240号
改正	平成29年9月12日	区長決定	要綱	第136号
改正	令和2年9月17日	区長決定	要綱	第184号
改正	令和3年8月20日	区長決定	要綱	第285号

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止活動、水環境の保全活動、緑化活動、リサイクル活動その他の環境保全に関する活動（以下「環境保全活動」という。）について、他の団体の模範となる企業、団体（サークル、グループ、NPO等を含む。）および個人（以下「企業等」という。）に対し顕彰し、その活動事例を広く区民に紹介することにより、区民の環境保全に関する自主的な取組を促進することを目的とする。

(顕彰の名称、対象者等)

第2条 この顕彰の名称は、「環境保全活動顕彰」とし、「企業」と「団体・個人」に対し、それぞれ顕彰を行う。

2 この顕彰の対象となる活動は、環境保全活動とする。ただし、次に掲げる活動については、顕彰の対象から除く。

(1) 環境に配慮した商品開発、技術開発等の活動

(2) 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成11年品川区条例第24号）第2条第2項第7号に規定する集団回収

3 この顕彰の対象者は、品川区内において、環境保全に関する活動実績がある企業等とし、その活動年数および構成員の年齢等を問わないものとする。ただし、過去5年以内に、この顕彰を受けた実績がある企業等は、顕彰の対象者とならない。

(応募方法)

第3条 応募方法は、自薦および他薦による。

(選考委員会の設置)

第4条 環境保全活動顕彰選考のため、環境保全活動顕彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

2 選考委員会は、「企業」と「団体、個人」をそれぞれ別に選考を実施する。

3 選考委員会は、委員長、副委員長および委員の3名をもって組織する。

4 委員長は、都市環境部長とし、副委員長は環境課長とする。

5 委員は、「企業」の選考については総務課長、「団体、個人」の選考については地域活動課長とする。

6 前項の課長が委員になりがたい場合は、課長推薦者を委員とすることができる。

7 選考委員会は、顕彰候補者の選考にあたって上記以外の課長の意見が必要な場合、委員として当該課長の参加を求めることができる。

(選考委員会の運営)

第5条 選考委員会は委員長が招集する。

2 選考委員会の議長は委員長とする。

(選考および決定)

第6条 顕彰候補者の選考は、選考委員会が行い、顕彰候補者の中から顕彰者を区長が決定する。

(顕彰の方法)

第7条 顕彰は賞状および副賞を授与して行う。

(顕彰の事務)

第8条 顕彰に関する事務は、都市環境部環境課において行う。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

付 則

この要綱は平成28年10月3日から適用する。

付 則

この要綱は平成29年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は令和2年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は令和3年10月1日から適用する。